

遺言書作成 ～公正証書遺言か・自筆証書遺言か～

1. 遺言書作成の現状

今日の社会では、法律婚ではなく事実婚を選択する方や、また同性のパートナーと婚姻関係同様の関係を築いている方がおられるなど、家族の在り方が多様化しています。相続することができるのは、民法の定めによって法定相続人とされています。そのため、相続権のない子の配偶者、孫や兄弟姉妹、内縁の妻（又は夫）、生前お世話になった第三者などに遺産を与えたいと考える場合や、法定相続分に捉われず、特定の相続人に多く（又は少なく）財産を相続させたいと思うときには、遺言書にその旨を書いておかなければなりません。

しかし、遺言書の作成割合は、平成30年の年間死亡者数を基に試算すると、公正証書による遺言書作成割合は8.1%、自筆証書遺言は検認件数から推定するとわずか1.3%に過ぎません。

2. 自筆証書遺言の方式緩和及び保管制度の開始

そこで、平成30年に民法が改正され、平成31年1月13日から自筆証書遺言の方式緩和が行われました。それまでは、全文自書しなければならないとされていたものが、財産目録についてはパソコンや登記簿謄本などのコピーを添付することによって作成することができるように緩和され、遺言書が活用しやすくなりました。

また、令和2年7月10日から自筆証書の遺言書は法務局で保管する制度も開始され、保管されている自筆証書の遺言書については検認手続きを不要とすることとされています。

3. 普通方式による遺言書のうち、「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」（法務局で保管してもらう場合）の相違点

	公正証書遺言	自筆証書遺言
作成者と作成方法	遺言者の意思を確認して公証人が作成（遺言者が署名できない場合、公証人がその旨を証書に記載し捺印して作成することができる（公証人法39条4））	本文部分は遺言者が自書し、財産目録は自書以外も可自書できれば、1人で作成することができる
証人の有無	証人が2人以上必要	証人は不要
保管制度	公証人役場で保管	遺言者自らが法務局に出向き、法務局で保管
撤回方法	公証人役場から遺言書の返還を受けることはできないため、他の遺言書で撤回の意思表示を行う	法務局に預けている遺言書の返還を受け、廃棄して撤回することもできる
安全性	公証人が関与することから、無効になる可能性が低い	遺言の内容や遺言者の意思について、紛争になる可能性が公正証書遺言と比較して高い
費用	遺言書作成に当たり、公証人などに対する費用（信託銀行に依頼すると330,000円＋公証人の手数料）が発生する	遺言書作成費用は生じない。法務局で保管してもらうときに保管手数料（3,900円）が必要
遺言書の写しの交付	手許に正本又は謄本が残されていない場合に写しを請求するとき ① 遺言者の除籍謄本（遺言者の死亡確認のため） ② 相続人の戸籍謄本（請求者が相続人であることが分かるもの） ③ 請求者（相続人）の本人確認書類（運転免許証等）と認印、又は印鑑証明書（3か月以内）と実印	遺言者の出生から死亡時までのすべての戸籍（除籍）謄本及び相続人全員の戸籍謄本並びに相続人全員の住民票の写し（法定相続情報一覧図に相続人の住所の記載があればその一覧図のみ）を添付して交付請求する

4. いずれの方式による遺言書を作成するのか

遺言書を作成する場合、いずれの方式によることが良いか判断する目安は、以下のとおりと考えられます。

- (1) 公正証書遺言による場合・・・①自書できない人、②意思能力の有無が不明瞭である人、③家族間の仲が悪い人、④遺留分の侵害がある内容の遺言をするときなど
- (2) 自筆証書遺言による場合・・・①定期的に遺言書の見直しを考えている人、②自書することができて意思能力に問題がない人、③家族間の仲が良い人、④遺留分の侵害のない内容の遺言を考えている人など

5. 作成件数

公正証書遺言の作成件数は、令和元年は113,137件、令和2年は97,700件と前年比大きく減少しました。

一方、自筆証書遺言の保管件数（令和2年7月10日～令和3年3月31日）は16,655件となり、かなりの人が公正証書遺言から自筆証書遺言にシフトしたと思われます。

（文責：山本和義）